

令和6年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：地域包括支援センターかたりあい

管理者名：佐藤 美恵

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	○関連研修等へ積極的に参加し、伝達研修を通じて情報を共有するとともに、各専門職が相互に啓発し合える関係づくりを進め、職員の支援の質の向上を図る。 ○定期的に内部会議を開催し情報共有と支援方法の確認を行う。また、法人内3包括の専門職会議を開催し事例検討や専門職としての役割などの確認を行う。 ○地域行事やサロン・百歳体操、各種会議の場に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを心がけ、啓発用チラシを活用して広く包括支援センターの周知を図る。	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	○介護報酬改定を受け、改訂内容の確認、適切なケアマネジメントについて保健師会議等で理解を深める。法人内でも定期会議等で情報共有する。 ○委託ケースの担当者会議に積極的に参加し情報交換を行い、自立に向けたケアマネジメントに取り組むための支援を行う。 ○各地域の特性・課題に沿って、生活支援コーディネーター・地域ケア推進担当者等と連携し、百歳体操やサロン等住民主体の通いの場づくりを推進する。	随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○センター内での情報共有と連携を密に行い、専門職が協働し、相談受付機関としての機能の充実を図る。 ○支援困難ケースは、個別会議や専門職会議等を活用し、解決に向けた取り組みや対応後の振り返りを行い、対応力の向上を図る。 ○民協定例会や地域内関係組織の会議や行事に積極的に参加し、相談しやすい関係づくりを心がけ、要援護者に関する情報を収集し、個別支援につなげる。	随時 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	○社会福祉士定例会の他に、市社協3包括の社会福祉士を参集して事例検討会議を実施し、各包括の保有・終結ケースの対応の検討や振り返りを行い対応力の向上を図る。 ○地域のサロン活動や民児協定例会あるいは要請があれば居宅等の事業所内研修で、高齢者虐待防止や成年後見制度の活用、消費者被害防止などの権利擁護支援について周知を図る。 ○高齢者虐待防止や成年後見制度等の権利擁護支援の関連パンフレットを相談来所者等が手に取って試みることができるようなブースを設けて周知を行う。	毎月 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○介護支援専門員の相談窓口として地域包括支援センターの体制や機能周知を図り、支援困難事例等への対応を通し居宅事業所とのケアマネジメント支援体制を強化する。 ○介護支援専門員スキルアップ研修、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員研修を企画運営し、事業所間の情報交換の機会を通じて介護支援専門員の資質向上を図る。 ○ケアプラン点検について介護支援専門員と協働で行い、個々の課題に気づくことで高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントの質の向上を図る。	随時 随時 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	○各地域、町内会等における防災体制及び支援体制等について把握するために情報収集する。 ○地域における研修会や訓練などを通じて災害時の迅速な対応につなげるための支援を行う。	随時 随時

令和6年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 地域包括支援センターなえづ

管理者名:

阿部律子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	内部研修の実施、また外部研修にも積極的に参加し、職員の資質向上に努める。 内部会議や事例検討を行いケースの情報共有を図りながら、対応方法を検討する。 積極的に地域の通いの場等に出向き、センターの周知を図り、相談を受けやすい体制づくりに努める。 <u>出張相談会の開催を関係機関と協働で検討する。また地区の広報等にセンターや地域ケア推進担当者の活動を掲載していただき、周知を行う。</u>	随時 随時 随時 随時 年数回
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	委託ケースの担当者会議に出席し、ケースの把握や介護予防ケアマネジメントの支援を行う。 介護予防マネジメントマニュアルや介護報酬改正の変更等をセンター内で情報共有し、適切な介護予防マネジメントを実施する。 百歳体操や地域のサロン等で介護予防講話を行い、地域住民に対し、介護予防の意識啓発に努める。 会食交流会や百歳体操等、通いの場に積極的に出向きセンターの周知や参加者の把握を実施する。また生活支援コーディネーターと共に、通いの場の継続支援を行う。	随時 随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」を受け、発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェ、チームオレンジなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催	随時	地域や学校、企業、商店等で認知症サポーター養成講座の開催を働きかける。	随時
		②認知症ケアパスの活用	随時	地域のサロン等で認知症予防講話を実施する際に認知症ケアパスを活用し、認知症に関する知識や対応方法を周知する。	年数回
		③認知症連絡箋の活用	随時		
		④認知症を理解する教室の開催	年6回	百歳体操やサロン、個別訪問等で認知症関連の事業や制度、相談窓口の周知を行い必要な支援につなげる。	随時
		⑤認知症カフェの開催	毎月		随時
		⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施	随時	地域の実情に合った認知症カフェの開催や運営方法を関係機関と検討する。	
		⑦認知症初期集中支援事業の実施	随時		
		⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用	随時		
		⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時		
		⑩チームオレンジの活動推進	随時		
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催	年1回	地域ケア推進担当者会議を通して、地域課題の把握や地域活動の確認を行い、関係機関との関係強化を図る。会議内で個別ケースの情報共有を行い、課題解決に向けた支援方法を検討する。また必要に応じて重層的支援会議につなぐ。	随時
		②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催	随時		
		③自立支援型地域ケア会議の開催	定期	地域ケアネットワーク会議を通して関係機関との関係づくりや地域課題の把握に努める。	随時
		④医療と介護の連携推進企画会議の開催			
		⑤医療と介護の連携研修会の開催			

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要支援高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要支援高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要支援者を支援につなげる。	随時 随時 随時	相談内容に応じて適切な保健・医療・福祉サービスにつなげられるよう、各種制度の理解を深め、総合相談窓口としての機能の充実を図る。インフォーマルサービスの情報収集に努め、センター内で情報共有を行う。 百歳体操等に参加し、センターの周知を行う。必要に応じて訪問等を行い、実態把握を行う。	随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上に努める ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口に係る普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める。	通年 毎月	同法人内の包括間で権利擁護に関する事例検討会を定期的実施し、対応力・資質向上に努める。 終結した虐待ケースの振り返りを行い、適切な対応が来ているか確認し、各専門職のスキルアップを図る。 虐待防止に繋げられるように、介護者同士が交流等できる場を検討していく。 消費者被害等、権利擁護に関する研修に参加し、必要な情報をサロン等で情報提供する。	月1回 随時 年2回 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	居宅介護支援事業所訪問や担当者会議等の参加を通して介護支援専門員との関係づくりに努め、相談を受けやすい体制を作る。 研修会の企画や開催を通して、介護支援専門員の資質向上につながるよう支援を行う。 支援困難事例の相談を受けた際には必要に応じて同行訪問や地域ケア会議を開催し、課題解決に向けた支援方法を検討する。	随時 随時 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年	関係機関と連携し、各地域や町内会等における防災体制の把握に努め、必要に応じ支援を行う。 防災計画やハザードマップ等の情報の確認を行う。 BCPをセンター内で共有、研修を実施する。	随時 随時 年2回

令和6年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 地域包括支援センターくしびき

管理者名:

今野博美

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	○関連研修等へ積極的に参加し、法人のガイドラインに沿った目標設定、運営活動計画を確認しながら、機能の強化する。 ○電子会議室やメールを活用し、3包括内で速やかな情報共有する。 ○地域の集まりの場やサロン、会議等を通じ、パンフレットを活用し広く周知を図ると共に、庁舎との連携を密にし迅速な相談対応を行う。	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	○介護予防ケアマネジメントマニュアルを活用し、自立支援に向けた適切なケアマネジメントの実施 ○ふれあい福祉講座とタイアップしながら介護予防講座を積極的に開催する。 ○法人内で総合事業に関する情報共有や情報交換を定期的に継続し、適正に実施する。	随時 通年 月1回

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」を受け、発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェ、チームオレンジなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催	随時	○認知症サポーター養成講座は地域内の小中学校や地域の集いの場で開催し、地域全体での認知症の理解と、早期受診、見守り活動の普及を促進する。 ○認知症カフェ開催に向けての取り組みを関係機関と連携し計画的に取り組む。	随時
		②認知症ケアパスの活用	随時		随時
		③認知症連絡箋の活用	随時		
		④認知症を理解する教室の開催	年6回		
		⑤認知症カフェの開催	毎月		
		⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施	随時		
		⑦認知症初期集中支援事業の実施	随時		
		⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用	随時		
		⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時		
		⑩チームオレンジの活動推進	随時		
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催	年1回	○地域ケアネットワーク会議は、小学校単位で開催し、地域課題の把握と情報共有を行い、地域関係者や関係機関との連携強化を図る。 ○地域ケア個別会議を実施し、自立支援や課題解決に向けた支援を行う。 ○医療関係の研修会に参加し、連携を深める。	随時
		②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催	随時		随時
		③自立支援型地域ケア会議の開催	定期		随時
		④医療と介護の連携推進企画会議の開催			
		⑤医療と介護の連携研修会の開催			

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要支援高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要支援高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要支援者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○地域ケア個別会議の実施により、多職種間での連携を図り、自立支援や課題解決に向けた支援と評価を継続する。 ○民協定例会や地域内関係組織との連携から、要支援者に関する情報共有や個別支援を行う。 ○地域の介護保険事業所情報交換会にて情報を共有、専門職チームのネットワークを構築する。	随時 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上に努める ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口に係る普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める。	通年 毎月	○鶴岡市高齢者虐待対応、成年後見制度の活用、消費者被害防止等についてパンフレットの配布等により住民、関係機関への周知を図る。虐待対応時や支援困難事例など庁舎や関係機関と連携し適切な相談支援につなげる。 ○法人内3包括で毎月事例検討会を実施し、対応中・終結事例について検討や振り返りを行なうことで対応力の向上を図る。	随時 月1回
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○地域内の介護保険事業所との情報交換会を開催し、地域包括支援センターの周知と連携の強化を図る。 ○介護支援専門員スキルアップ研修と、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の研修の企画運営、ケアプラン点検への参加により資質向上を図る。	随時 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年	○地域の実情に合わせて関係機関との連携に努める。 ○ハザードマップ及び一次二次避難所等の情報を更新し公開する。 ○作成したBCPに沿って、研修を実施し見直しなど検討する。	随時 随時 通年

令和6年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 地域包括支援センターつくし 管理者名: 長谷川 典子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	①事例検討を行い質の向上に努める。 ②資質向上のためにオンライン研修も含め外部研修に参加し知識の習得と技術の向上に努める。	随時 随時
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	①通いの場への参加や広報誌を活用し、介護予防の普及啓発に努める。 ②サービス未利用者の状況確認を行い、適切なサービスにつなげる。 ③通いの場に定期的に参加し各団体の課題把握に努め、解決に向けた取り組みを行う。	随時 下半期 随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」を受け、発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェ、チームオレンジなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催	随時	①個別ケース検討会議を随時開催し、課題解決に取り組む。 ②認知症に関する地域資源情報提供や受診勧奨、認知症予防に向けた継続支援を行う。	随時 随時
		②認知症ケアパスの活用	随時		
		③認知症連絡箋の活用	随時		
		④認知症を理解する教室の開催	年6回		
		⑤認知症カフェの開催	毎月		
		⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施	随時		
		⑦認知症初期集中支援事業の実施	随時		
		⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用	随時		
		⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時		
		⑩チームオレンジの活動推進	随時		
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催	年1回	①暮らしやすい地域づくりのため、 <u>地域組織や介護保険サービス事業所と連携し、支援体制の強化を図る。</u> ②地域組織と顔の見える関係づくりを図り、現状把握を行う。 ③地域ケア推進担当者間で地域の実情を共有し地域課題の解決に向け、地域組織と検討を行う。	随時 随時 随時
		②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催	随時		
		③自立支援型地域ケア会議の開催	定期		
		④医療と介護の連携推進企画会議の開催			
		⑤医療と介護の連携研修会の開催			

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要支援高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要支援高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要支援者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①社会的孤立や生活困窮、障害等の課題に対して、関係機関との連携を図り、協働での対応に努める。	随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上に努める ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口に係る普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める。	通年 毎月	①成年後見制度普及のため、広報誌への掲載や出前講座を行う。また、必要時、成年後見制度の申し立て支援を行う。 ②市と連携し、迅速に多職種で支援するとともに事例検討を行い、対応力向上に努める。 ③地域住民や関係機関に対し、虐待防止および予防啓発に努める。 ④関係機関と連携を図り、消費者被害情報の把握および啓発活動を行う。	随時 随時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携し、支援困難事例に対応する。 ②居宅介護支援事業所を訪問し、相談しやすい体制づくりに努める。	随時 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年	①災害時避難支援体制の情報収集と地域ごとに災害リスクの集約を行う。 ②民生委員と介護支援専門員と連絡をとり、速やかに情報交換を行い災害対策マニュアルに沿って対応する。 ③災害対策マニュアルを年度末更新する。 ④業務継続計画の定期的な更新を行う。	随時 随時 下半期 下半期

令和6年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 健康園地域包括支援センター

管理者名:

澁谷玲子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	・地域包括支援センターの3職種の専門研修、外部研修へ、オンライン研修も含め積極的に参加する。 ・相談体制においては、学区担当制としながらも、職種の専門性を活かし、関係機関との連携も含め相談支援体制を築く。 ・定期的に、定例会議で情報共有・検討し、責任体制を明確にする。 ・内部研修、定期的及び随時事例検討を実施する。 ・鶴岡市の運営方針をふまえ事業を行い、計画に沿って事業及び業務を実施する。事業所内では業務運営自己評価をもとに評価・点検を行い、改善点を明らかにする。 ・多くの機会をとらえ、地域包括支援センターの周知を行う。 ・広報誌の内容の充実を図ると共に、オンラインの一般介護予防講座のページに掲載する。	随時 随時 週1回 月1回 通年 通年 年4回
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	・高齢者自身が介護予防に取り組んでいく事ができるよう、介護予防マネジメントを行う。 ・地域住民を対象に介護予防講座を開催し、心身機能の低下予防、フレイル対策の周知を促し、介護予防の意欲を喚起する。また、未開催地域もあるので、手段の一つとして広報誌やオンラインの一般介護予防講座の活用を周知し、主体的に介護予防に取り組めるように働きかける。 ・保健師等会議や各種研修会を通し情報共有及び専門職としての知識向上に努める。 ・生活支援コーディネーター、町内会、関係機関と連携して地域の通いの場づくり、いきいき百歳体操の立ち上げを働きかける。	随時 随時 随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」を受け、発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェ、チームオレンジなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の実施 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑨つるおかオレンジ手帳の検討 ⑩チームオレンジの活動推進	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時	・地域の認知症に対するスキル向上を目的に、町内会や圏域内の小団体などに向けて認知症サポーター養成講座を周知し開催に向けて働きかける。また、認知症を理解する教室の案内を紹介する。 ・第1小学校、第4小学校(7月)、第3中学校(5月)での認知症サポーター養成講座開催に向け地域ケア推進担当者や地域の関係機関等と連携を図る。 ・認知症を理解する教室開催の協力。 ・地域の共生拠点づくりの一環として、認知症の人や家族の視点を重視した認知症カフェを継続開催する。参加者には案内時に電話や便りを通してつながりを意識する。 ・認知症に関する相談では、認知症ケアパス、物忘れ相談医の周知や情報連絡箋を活用しスムーズな相談対応に努める。また、認知症初期集中支援事業の活用を啓発し、適切な対応に努める。 ・地域ケア個別会議等を通して、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症や支援の必要な高齢者の見守り体制構築につなげる。 ・あらゆる機会を活用し、認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかと「どこシル伝言板」の周知を図り、地域の見守りと早期対応、発見につなげる。	随時 随時 6/1月1回 随時 随時 随時
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	・地域ケア推進担当者会議を定期的に行い開催し、連携しながら地域ケアネットワーク会議の開催や地域課題の把握、事業の進め方を協議する。 ・障害者相談支援センターを含めた会議において、複合的な課題を抱えているケースの情報を早い段階から専門職と共有し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催、検討することで、より良い支援へとつなげていく。また、個別課題と第1学区、第4学区それぞれの地域課題・社会資源を把握し、ネットワークの構築・連携の強化を図る。 ・自立支援型地域ケア会議へ事例を提出し、専門職のアドバイスを参考に自立に向けたケアマネジメント力向上の支援に努める。 ・医療と介護の連携研修会へ参加し、多職種との関係性を深化させ業務へとつなげていく。	月1回 月1回～随時 年2回 年2回

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要支援高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要支援高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要支援者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・各種研修に参加し専門職としての資質向上に努め、複雑多様化した相談をチームで検討し、対応する。関係機関とはそれぞれの役割を理解し連携を図る。 ・民協定例会へ定期的に出席し、相談窓口として周知する。潜在している支援が必要な高齢者の情報収集と共有の後、早期に適切な支援に繋げる。 ・地域の行事へ参加した際は、総合相談窓口としてのPR、周知を図る。包括支援センターの広報誌をオンラインの一般介護予防講座へ掲載し、幅広い範囲に周知を図る。	随時 随時 通年
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上に努める ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口に係る普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める。	通年 毎月	・成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害防止等の対応については、鶴岡市のマニュアルの活用及び虐待対応については国のマニュアルも照らし合わせ、3職種で共有し随時検討する。 ・専門研修には職種に関わらず参加する。また内部研修を定期的に行い、資質向上を図る。 ・鶴岡市成年後見制度中核機関の機能について理解を深める。 ・地域サロン、認知症カフェなどの機会や民協定例会において成年後見制度をはじめ、高齢者の権利擁護に係る啓発を行う。また、当包括支援センターの広報誌も用いた啓発も継続する。	通年 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・介護支援専門員の相談窓口として課題の把握に努め、随時情報交換、情報提供し連携を図る。 ・研修会の企画、運営を行う。 ・担当圏域の主任介護支援専門員と合同研修会を企画開催し、地域の介護支援専門員の質の向上と業務に活かせる研修会の開催を目指す。 ・介護支援専門員からの支援困難事例への対応は、マニュアルに沿って関係機関と連携し、支援する。また、担当介護支援専門員の気づきを促す支援を行う。	通年 通年 1回 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的の支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年	・第1学区は防災福祉ネットワークの構築に向け、地域役員、地域ケア推進担当者で、支援が必要な高齢者の把握や避難支援体制の効果的支援について協働で取組を進めていく。 ・第4学区では町内会役員と共に支援が必要な高齢者の把握や避難支援体制づくりの取組を進めていく。 ・各町内会ごと一次避難先、二次避難先を明確にし、課題について地域と情報共有し、有事の際に備える。 ・地域のサロン等に出向いた際は避難所や避難方法等の周知を図る。 ・災害時は地域防災組織等と連携し支援、協力する。	随時・通年

|

令和6年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 鶴岡西地域包括支援センター

管理者名： 佐藤瑞紀

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	・地域の総合相談の拠点として多様化する相談業務に対応できるよう、積極的に研修に参加する。又、実践で活用できるよう職員間で情報共有しながら、支援が必要な方に適切な支援が届くよう、センターの質の向上を図る。 ・一年の半期に職員間で活動計画の進捗状況を確認しながら事業を進め、達成できるようにする。 ・地域ケア推進担当者会議で情報共有しながら相談支援にあたり、複合的な課題については重層支援体制整備へ繋ぐ等検討を重ねる。 ・住民が地域の総合相談窓口を把握する事ができるよう、地域回覧や様々な場面、ホームページ等活用しながら包括の周知を進める。 ・包括が円滑に運営できるよう地域の課題や事業の問題点等、地域包括ケア推進課に情報提供したり、包括連絡会ヒアリング等で意見交換できるようにする。	随時 9月 年度内
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	・サロンや老人クラブ等、地域高齢者が集まる場所へ出向き、介護予防の普及啓発を行なう。その中でフレイル状態の高齢者を早期に把握し、個人・団体がより効果的な介護予防活動を継続できるよう専門職と連携し支援する。 ・高齢者を支える現役世代への周知活動を継続し、地域の実情や課題を把握しながら、様々な世代が地域でつながる場づくりをコーディネーターと連携しながらすすめていく。 ・保健師等資質向上研修会や自立支援型地域ケア会議を活用し、個のケアマネジメントの向上に努める。 会議での学びや地域課題は地域ケア推進担当者と情報共有し連携を図る。	随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」を受け、発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェ、チームオレンジなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の実施 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑨つるおかオレンジ手帳の検討 ⑩チームオレンジの活動推進	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時	・関係機関と連携しながら、介護予防講座や地域の集まりも活用し、多世代へ認知症サポーター養成講座を開催する。 ・ <u>認知症カフェ「びわがーでん」が、当事者の活動の場となり、介護者同士の交流の場ともなるよう運営を図る。引き続き、参加者の認知症への理解を深め、認知症になっても地域で暮らせるよう地域づくりを推進する。また、ボランティアや関係機関と協働していく。</u> ・若年性認知症の相談支援について、関係機関と連携体制を整えながら、適切な支援ができるよう対応する。 ・地域ケア推進担当者間で地域の保健福祉活動状況を共有し、参加しながら地域住民に「認知症に対する正しい理解」について周知し、地域の見守りの目を増やし、適時、市の認知症関連事業等の地域資源にも繋いでいく。 ・認知症に関する様々な制度や事業運用について、随時センター間で共有し、必要時市へ確認しながら適切な運用になるように進める。	随時 毎月 随時 随時
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	・地域ケア推進担当者会議を定例開催し、地域ケアネットワークの構築を深め、地域福祉の向上を図る。個や世帯の課題の検討から地域課題への検討も視野にいれ、地域の関係団体と共有したり福祉活動にいかせるよう働きかける。 ・民生委員の定例会や情報交換会等に参加し、日頃から見守り活動をしている民生委員からの情報をすいあげ支援に繋げる。又、地域の関係団体や多職種との協働を働きかけ、地域ケアネットワーク体制を構築する。 ・自立支援型地域ケア会議に参加し、地域課題の抽出や検討を行い、推進担当者間で共有する。	5月・7・9月 定期 定期 6月・3月

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要支援高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要支援高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要支援者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・多様複雑な相談に対して、常にセンター全体で情報共有し、専門職の視点で適切な支援に繋げられるよう検討していく。内容によっては、重層支援体制整備事業に繋ぎ、総合相談の機能を図る。 ・地域のネットワーク構築が進められるよう個人情報取り扱いには十分留意しながら定例会に出席し、民生委員との関係形成を築きながら、潜在化している高齢者等の情報共有や適切な支援に繋がれるようにする。 ・コーディネーターや市社協や地区担当保健師、と情報共有しながら、可能な限り地域行事には出向き、包括支援センターの周知や地域からの声を広げ支援に繋げる。	通年 必要時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上に努める ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口に係る普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める。	通年 毎月	・国や県、市の虐待対応の手引きを確認しながら虐待ケースに対応しながら、適切な支援ができるよう進めるとともに、鶴岡市全体で共通した対応、支援のあり方が図れるよう関係機関と連携しながら働きかける。 ・担当地域のサービス事業所や居宅、民協定例会で権利擁護の研修を行い、地域住民が尊厳ある暮らしの視点をもって支援できるよう働きかける。 ・成年後見制度促進基本計画や中核機関の役割を認識し、自己研鑽に励み、高齢者の権利擁護の推進を図る。 ・消費者被害防止等の周知を地域の福祉活や認知症カフェを活用し、啓発に励む。	通年 8月 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・専門職定例会に参加し、事例検討や研修企画・運営の中で介護支援専門員のニーズや、相談対応に悩むケースの傾向を把握する。また、社会資源の情報を把握し、情報提供やケースの助言に活かす。 ・事業所訪問や、随時担当圏域の介護支援専門員と相談しやすい関係作りに努める。 ・法人居宅や担当圏域居宅との事例検討会、ケアプラン点検を通して、介護支援専門員の実践力向上支援に努める。 ・支援困難ケースについては相談票や地域ケア個別会議を活用し、支援策の検討、後方支援を行う。 ・日頃の自己研鑽を目指す。	随時 随時 7月、8月 10月 必要時 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年	・BCP作成における緊急連絡先や安否確認の優先順位の台帳確認等を行い、有事の際に備える。 ・担当地域の津波、洪水等のハザードマップを職員間で共有する。 ・担当地域ではここ数年かけて要支援者の災害時の避難体制の検討を行い、マップ作製している地域があるので情報共有し、地域の高齢者の相談窓口として今後とも働きかけをする。	必要時

令和6年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：地域包括支援センターふじしま 管理者名： 小野寺 陽子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	①外部研修の積極的参加(ICTも活用) ②包括内で研修報告の実施 ③法人内での研修会参加、講師 ④毎朝のミーティングにより情報共有、方向性の確認、ケアカンファレンス ⑤全戸配布の広報発行にて情報発信 ⑥法人ホームページにて情報発信 ⑦生活支援コーディネーターと協働	随時 随時 随時 毎日 7月・2月 定期的に更新 随時
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	①要支援認定者・事業対象者の適正な介護予防ケアマネジメントの実施 ②感染症対策を講じた介護予防教室開催と介護予防等の情報発信 ③生活支援コーディネーターと連携し、通いの場づくりの周知啓発と支援	随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」を受け、発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェ、チームオレンジなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催	随時	①認知症に対する個別相談対応	随時
		②認知症ケアパスの活用	随時	②認知症サポーター養成講座の開催 ・接客業対象に4回 ・個別開催	5月 6月 7月 9月
		③認知症連絡箋の活用	随時	③認知症関連事業の情報提供	随時
		④認知症を理解する教室の開催	年6回	④長沼地区認知症カフェの継続開催 (年間3～4回)	7月9月11月
		⑤認知症カフェの開催	毎月	⑤東栄地区にて認知症カフェのプレ開催	夏～秋頃
		⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施	随時	⑦各種認知症施策、事業への参加と対応	随時
		⑦認知症初期集中支援事業の実施	随時	⑧生活支援コーディネーターと協働	随時
		⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用	随時		
		⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時		
		⑩チームオレンジの活動推進	随時		
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催	年1回	①定期のつながり会議(地域ケア推進担当者)開催	毎月
		②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催	随時	②定期のふじしま地域ケア会議開催	毎月
		③自立支援型地域ケア会議の開催	定期	③個別地域ケア会議の開催	随時
		④医療と介護の連携推進企画会議の開催		④小学校圏域(6地区)の地域ケア会議開催	6月～10月
		⑤医療と介護の連携研修会の開催		⑤生活圏域ごとの地域ケア会議開催 (長沼地域・渡前地域)	7月・11月
				⑥自立支援型地域ケア会議への参加	6月・3月
				⑦ふじしま地域合同地域ケア(警察・消防を含む)会議開催	5月・11月
				⑧医療介護連携研修会等への参加	随時
				⑨生活支援コーディネーターとの協働	随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要支援高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①相談受付に対しチームによる迅速な対応 ②民協定例会や地域ケア会議において情報共有と個別に民生児童委員との連携 ③多方面にセンターの周知を図り相談支援につなげる ④生活支援コーディネーターと協働	随時・通年
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上に努める ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口に係る普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める。	通年 毎月	①広報発行や地域活動を通し、権利擁護の普及啓発を行う ②関係各機関との連携、協働による迅速な要援護者の支援	随時・通年
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①困難事例を抱える介護支援専門員の相談対応 ②個別ケア会議開催による介護支援専門員支援 ③居宅介護支援事業所に対する情報提供 ④事例検討会の開催、参加	随時・通年
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年	①災害発生時の要援護者の安否確認等 ②災害発生時(感染症を含む)の対応マニュアル(BCP含む)を法人・包括ごとに定期的に見直す ③生活支援コーディネーターと協働	随時・通年

令和6年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 地域包括支援センターはぐろ

管理者名:

上村 邦弘

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	・多様化・深刻化した相談内容に対応できるように積極的に外部研修に参加し自己研鑽に努める。 ・法人目標シートを活用し課内目標を設置し職員の相互理解を深める。課内研修・課内会議を実施し職員の質の向上を図る。 ・庁舎内ワンストップ機能を活用し地域ケア推進担当者や各関係機関と連携し早期課題解決に向けて支援を行う。 ・地域の通いの場や地域事業へ積極的に参加し、包括のチラシや法人広報、法人HPを活用し周知活動を行う。	随時 随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	・利用者や家族と真摯に向き合い信頼関係に基づいた効果的なマネジメントが行えるように資質の向上に努める。 ・ケアマネジメントマニュアルを活用した適切なケアマネジメントの実施に努め、疑問点があった際は課内で共有し保健師等会議にてマニュアルの更新や総合事業Q&Aまとめへ活用する。 ・庁舎保健師、福祉センターと連携し、SCと一体的に通いの場へ参加し、介護予防講座を実施する。 ・サービスC事業の活用に向けて通いの場等で周知を行う。	随時 随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」を受け、発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェ、チームオレンジなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の実施 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑨つるおかオレンジ手帳の検討 ⑩チームオレンジの活動推進	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時	・ステップアップ講座開催に向けて学校・企業・地域住民を対象とした認知症サポーター養成講座を実施する。 ・認知症の人やその家族が地域住民や専門職と情報共有し、お互いを理解し合う場所づくりのため関係機関と連携し認知症カフェを開催する。 認知症が心配される方へ早期に対応できるように認知症初期集中支援チーム員を中心に関係機関と連携し支援する。 ・SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか、「どこシル伝言板」の周知を行い登録・運用の拡大を目指す。 ・「つるマフ」づくり研修会を開催し認知症についての正しい理解と周知を図り、支援の輪の拡大を目指す。	随時 随時 随時 随時 随時
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	・庁舎市民福祉課、羽黒福祉センター、子育て支援センター、障害者相談支援センターと定期的に地域ケア推進担当者会議を開催し地域課題や支援困難ケースについて情報共有を行う。 ・羽黒地域の地域ケアネットワーク会議に参加し区長、民生児童委員、関係機関と高齢者支援の現状や課題について情報共有を行う。 ・自立支援地域ケア会議については、利用者の自立阻害要因を抽出し専門職からの意見を参考に既存の地域資源の活用や課題よりどのような資源が不足しているか確認する。 ・医療と介護の連携研修の開催に向け、前年度の反省や要望を踏まえ企画開催を行う。羽黒地区の居宅支援事業所やサービス提供事業所に参加を促す。	2ヶ月に1回程度 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実に努める。潜在している要支援高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要支援高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要支援者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・庁舎のワンストップ機能を活用し関係機関と連携を強化し情報共有しながら早期解決に向けた適切な支援ができる。 ・区長会、民協定例会、各自治振興会部会へ積極的に参加し情報共有を行い要支援者の把握に努める。 ・地域事業へ積極的に参加し潜在している要支援者の把握に努め随時、個別対応を行う。	随時 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上に努める ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口に係る普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める。	通年 毎月	・高齢者虐待が発生した場合は、鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに沿って関係機関と連携し、早急に終結に努める。 ・虐待対応に関して、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所と会議・研修会等で顔の見える関係を構築しそれぞれの役割を理解し、高齢者虐待の早期発見・素早く連携した対応を実施する。 ・成年後見制度の研修会に参加し制度の理解を深め必要時説明できるようにする。講師を依頼し出前講座を開催する。	随時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・介護支援専門員の支援については、委託先のサービス担当者会議への参加や必要に応じ同行訪問を行い利用者支援の問題を共有し支援にあたる。 ・羽黒、藤島、櫛引地区の事例検討会の開催や主任介護支援専門員研修を開催し、地域課題の共有や介護支援専門員間の意見交換の場を設ける事で資質の向上を図る。 ・支援困難ケースについては、支援困難事例等マニュアルの活用や必要に応じた地域ケア個別会議の開催、専門職や民生児童委員等との情報共有を行う。	随時 随時 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的の支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年	・庁舎や関係機関と連携し災害リスクや要支援者の把握に努め要支援者台帳の更新を行う。 ・災害時に備え、災害リスクが高い地域の現地確認や避難場所の把握を行う。災害発生時は法人本部や関係機関と連携し必要に応じて要支援者の支援を行う。 ・BCPの見直しや追加・修正を行い、庁舎や法人本部と連携し机上訓練を実施する。	随時・通年 随時 随時

令和6年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 永寿荘地域包括支援センター

管理者名：

清和ゆう

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	①外部研修会に積極的に参加し、その内容を包括内部間で伝達研修を行うことにより、職員の資質向上を図る。 ②3職種がチームとなって関わり、また、関係機関との連携を図りながら適切な相談支援を行う。 ③ホームページによる情報公開、及び地域に積極的に出向き、チラシ等を活用しながら、地域包括支援センターの周知活動を継続して行う。	随時 通年 通年
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施及び委託ケースのマネジメントを支援をする。 ②サロンの立ち上げ、休止中の活動再開支援を地域と地域ケア推進担当者などが協働して行われるよう働きかける。また、定期的にサロン等の地域の中で介護予防講座の開催や情報提供を行い、地域住民への介護予防の意識づけを図る。 ③介護予防ケアマネジメントマニュアル改訂版を随時確認し、各専門職の理解の統一を図り、適切なマネジメントの実施及び委託ケアマネへの後方支援に生かす。	通年 通年 随時
3. 認知症施策の推進	国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」を受け、発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェ、チームオレンジなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の実施 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑨つるおかオレンジ手帳の検討 ⑩チームオレンジの活動推進	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時	①地域住民を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識と対応方法を学ぶことで、地域内における認知症の早期発見・支え合いの地域づくりに繋ぐ。 ②本人や家族から認知症に関する相談を受けた際には、認知症関連の事業・制度(連絡箋、ほっと安心つるおか、どこシル伝言板等)を必要に応じて紹介する。 ③認知症が原因で支援が困難と判断したケースについては、早期に初期集中支援チームに繋ぎ、適切なアドバイスのもと支援を行う。 ④認知症地域支援推進員の活動支援と協力を行う。 ⑤認知症カフェの内容の企画や参加の呼びかけなど、運営に継続的に関わり、気軽に集まれる地域に開かれたカフェ活動を展開する。 ⑥チームオレンジとの連携を図り、認知症予防普及啓発活動を推進する。	随時 随時 随時 随時 随時 随時 随時 毎月 随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	①地域ケア推進担当者会議を毎月開催し、地域活動の確認、課題の把握や情報交換、個別ケース検討等を実施することで、各関係機関の連携を深める。 ②学区・地区社協等と連携し、地域ケアネットワーク会議の開催を支援する。また、町内会単位で地域ケア会議を開催し、地域課題を把握するとともに、町内会や民生委員等との連携を深める。 ③地域ケア個別会議や自立支援型地域ケア会議によって明らかになった個別課題を通して、地域課題の把握に努め、ニーズに対応した地域支援を行う。 ④医療と介護の連携研修会に参加する。	月1回 随時 随時 開催時
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要支援高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①高齢者等からの相談に対して、まずは受け止め、内容に応じて適切な関係機関につなぎ、協働して対応する。 ②民協定例会や地域ケア会議に継続的に参加し、要援護高齢者や潜在している要援護者の情報を関係者間で共有し、迅速な支援につなげる。 ③地域の会議やサロン等の場で継続的に包括の周知活動を実施することにより、地域に潜在する要援護者を含む幅広く住民に知っていただき、迅速な支援につなげる。	通年 随時 随時
6. 高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上に努める ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口に係る普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備に係る取組を進める。	通年 毎月	①実際の高齢者虐待事例をもとに、包括内部で研修会を実施し、虐待の早期発見と対応スキルの向上を図る。 ②社会福祉士が外部の研修で学んだことを包括内部で伝達研修として実施し、権利擁護に関する専門知識を包括全体で深める。 ③認知症のある独居高齢者やその家族、担当しているケアマネ等、制度の利用が望ましいケースに対し、成年後見制度の情報を提供し、必要であれば申し立て支援を行う。	通年 12月まで 随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①居宅介護支援事業所や小規模多機能に所属する介護支援専門員に対し、マネジメントに必要なスキルアップ研修や情報提供を行い、対応が困難な場面でも迅速に相談ができる関係性をつくる。 ②支援困難ケースでは、マニュアル等を活用し、関係機関との連携を図りながら、解決に向けてケアマネの後方支援を行う。	随時 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年	①サロン等の場で担当地域の災害時避難場所の周知をする。 ②災害マニュアルの見直しを行う。 ③地域で推進する防災体制の整備を支援する。	随時 年度内 通年

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターあさひ 管理者名： 菅原紀枝

17

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」を受け、発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェ、チームオレンジなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催	随時	○小・中学生、企業や地域の担い手等を対象に認知症サポーター養成講座を開催する。認知症カフェの紹介も行っていく。 対象者にあった内容の検討を行う。	2回+α
		②認知症ケアパスの活用	随時		随時
		③認知症連絡箋の活用	随時	○認知症関連事業の普及・啓発に努め、認知症高齢者とその家族への適切な支援につなげていく。	通年
		④認知症を理解する教室の開催	年6回		
		⑤認知症カフェの開催	毎月	○認知症の相談には関連機関と連携しながら早期の受診や適切な支援につなげられるように対応する。認知症連絡箋、初期集中支援事業、オレンジ手帳等も活用していく。	
		⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施	随時		
		⑦認知症初期集中支援事業の実施	随時	○認知症カフェの定期開催の実施。地域内にある、ぼんぼ温泉の1室を貸与し、認知症カフェの周知と誰もが参加しやすい交流の場として開催していく。	月1回
		⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用	随時		随時
		⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時	○地域の集まりや団体等を対象にした認知症ミニ講座を開催して認知症の理解と共生社会の促進を図り、地域の支援体制づくりにつなげていく。	
		⑩チームオレンジの活動推進	随時		
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催	年1回	○地域ケア推進担当者会議を毎月開催し、情報の共有化、課題解決への取り組み、事業の運営、個別ケースの検討等を行う。必要時は地域ケア会議につなげる。	毎月
		②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催	随時		随時
		③自立支援型地域ケア会議の開催	定期	○随時地域ケア個別会議を行い、個別の課題解決を図るとともに地域の課題の把握に努める。	随時
		④医療と介護の連携推進企画会議の開催		○地域ケアネットワーク会議を実施し、多職種との協働・地域の支援体制作りにつなげていく。民生委員との情報共有を密にし見守り情報交換会の開催地域を検討する。地域の情報の収集・共有と地域課題の把握を行い、住民主体の支え合いの仕組みづくりへとつなげていく。	随時
		⑤医療と介護の連携研修会の開催		○「ほうかつたより」を発行し全戸やコミセンへの配布を行う。チームの周知ばかりでなく、地域でできる見守りの勧奨なども掲載し地域との関わりに役立てていく。	年1～2回
				○自立支援型地域ケア会議に参加し、より良い支援とマネジメント力の向上を図るとともに、地域課題を明らかにし地域づくりへとつなげていく。	随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要支援高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要支援高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要支援者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○関係機関とは常に連携し、各種相談に迅速・適切に対応する。地域ケア推進担当者間でも多問題を抱えるケースや支援困難ケース等を共有し適切な支援につなげる。 ○複合的な問題に対応するため、障害や困窮などさまざまな分野と連携したネットワーク会議を開催して情報共有を行い、多職種協働による支援につなげる。 ○民生委員定例会議に参加し情報共有を行なう。また個別に連絡・相談等を行うことで連携を深め、潜在している問題等の発見にもつなげていく。 ○地域に出向いたりさまざまな事業等を通してあらゆる機会に地域包括支援センターの周知をはかり、また情報の収集も行う。	随時 年4回 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながらない方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上に努める ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口に係る普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める。	通年 毎月	○マニュアルを随時確認しながら対応していく。状況に応じて関係機関との連携や対応等を随時確認し迅速に動いていく。 ○各研修会に参加したり、定例会内での事例検討や関係機関との情報交換などを通じて支援技術や知識を身につけ、資質向上に努める。 ○鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し地域住民に対し、成年後見制度の趣旨・相談窓口の周知と高齢者虐待防止や消費者被害防止の啓発活動を行う。	随時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○介護支援専門員の相談に随時対応し解決に向けて支援していく。 ○担当地域の居宅介護支援事業所と定期的に連絡会を開催し連携を強化するとともに介護支援専門員の資質向上に取り組む。 ○支援困難事例については関係機関と連携しながら対応、必要時は地域ケア会議を開催する。 ○各研修会の企画運営を行うとともに、研修会など様々な機会を活用して自己研鑽に努め、適切な助言や支援ができるように資質向上を図る。	随時 毎月 随時 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救済支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救済体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年	○緊急時対応マニュアルの再確認、緊急時台帳の随時更新。 ○要支援者の把握とマップ作成、各地域の防災体制や支援体制についての情報収集、確認。 ○災害時の要支援者の情報提供、安否確認、支援。関係機関との連携。 ○BCPの策定、見直し、追記、机上訓練の取り組み。	随時 随時 随時 年1回

令和6年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 地域包括支援センターあつみ

管理者名:

本間久美子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	○対象の研修会等に積極的に参加し資質向上に努める。自包括内、他包括専門職種間での情報共有など職員のスキルアップを図る。 ○庁舎内ワンストップサービスの機能を活かし地域ケア推進担当者、庁舎内関係課と連携を図り多様な相談に対応する。 ○各種団体や関係機関との会議の場や地域活動など様々な機会を活用し、センターの周知や取り組みの紹介を行う。また法人ホームページを活用し活動紹介を行う。	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	心身の機能低下及び生活機能低下を予防し、要介護状態になることを防ぐために、高齢者がセルフケアできるように環境を整え、個人の取組が継続できるよう支援を行うとともに、個人の意欲を引き出し、興味、関心に応じた地域資源、地域活動と効果的なサービスを活用して目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	○マニュアルを基に支援計画書の点検や担当者会議に出席し助言を行う。 ○生活支援コーディネーターや地域ケア推進担当者と連携し介護予防講座を行い、高齢者が元気な時から継続して介護予防に取り組めるよう普及啓発を行う。 ○生活支援コーディネーターを中心に身近な地域の通いの場づくりを継続して支援する。また活動の少ない集落を対象に「お茶飲み訪問」を実施し、地域の状況を把握し介護予防への取り組みを支援する。	随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」を受け、発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェ、チームオレンジなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催	随時	○認知症連絡箋を活用し主治医と連携し、各種制度など鶴岡市の認知症施策を活用し、適切な医療や介護等へ繋げ切れ目のない相談支援を行う。 ○認知症サポーター養成講座の開催を勧め地域住民の認知症に関する正しい理解を深め、地域の見守り支援体制を広める。 ○清流苑主催の認知症カフェだんだんの運営を支援し、認知症について学び、語り、専門職種と出会える場を提供し正しい知識の普及啓発を行い、認知症の人と家族を地域で支える活動の拠点づくりを継続する。	随時
		②認知症ケアパスの活用	随時		
		③認知症連絡箋の活用	随時		随時
		④認知症を理解する教室の開催	年6回		
		⑤認知症カフェの開催	毎月		毎月 (第4金曜日)
		⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施	随時		
		⑦認知症初期集中支援事業の実施	随時		随時
		⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用	随時		
		⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時		
		⑩チームオレンジの活動推進	随時		
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催	年1回	○地域ケア推進担当者会議・55%会議、自立支援型地域ケア会議、個別のケース会議を通して、関係機関と地域課題を共有し解決に向けて支援する。 ○民生児童委員各地区毎に地域ケアネットワーク会議(地区福祉懇談会)を開催し、共有した地域課題について解決に向け関係機関と意見交換し検討する。 ○医療と介護の連携研修会や多職種との研修会などに積極的に参加し、様々な職種とのネットワークを構築する。	毎月 随時
		②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催	随時		
		③自立支援型地域ケア会議の開催	定期		10,11月
		④医療と介護の連携推進企画会議の開催			随時
		⑤医療と介護の連携研修会の開催			

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要支援高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○庁舎内ワンストップで相談に応じ、地域ケア推進担当者間で困難ケースの情報を共有し個別ケースの検討やケア会議を行い、チームで支援を行う。 ○民生児童委員や自治会、各種団体・関係機関へ広く地域包括支援センターを周知し、潜在している要援護者の情報を共有し実態把握を行い、適切な相談支援へ繋げる。	毎月 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討のほか、研修会等の企画開催を通じて、支援力の向上に努める ③鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民等への制度の趣旨や相談窓口に係る普及啓発、司法や福祉等多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を進める。	通年 毎月	○高齢者の集まりの機会をとらえて消費者被害の防止、高齢者虐待防止、成年後見制度の活用を情報提供し周知する。 ○虐待事例や成年後見支援など他包括の事例を共有し、自包括内で学びを深める。 ○高齢者虐待ケースについては、社会福祉士を中心に地域ケア推進担当者間で情報共有し迅速に対応支援する。	随時 毎月 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○温海地域近隣に拠点を置く介護福祉サービス事業所情報交換会を開催し、各事業所の取り組みの紹介や意見交換を行い温海地域のケアマネジメント支援体制の連携を強化する。 ○温海地域内4か所の居宅介護支援事業所を訪問し、主任介護支援専門員・介護支援専門員との情報共有と連携を強化する。また他法人との事例検討会を開催し、困難事例等への支援を行う。 ○介護支援専門員を対象とする鶴岡市が主催する関係研修会へ協力し、介護支援専門員のケアマネジメント技術向上を図る。	5/29 8月、9月 1月 随時
8.災害時要支援高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する支援が必要な高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 ③地域防災組織等と連携し、高齢者の災害時避難支援体制づくりの取組を進める	随時・通年	○庁舎市民福祉課、関係担当課・関係機関と連携し災害リスクを情報収集し把握・共有する。 ○法人内BCP計画を整備する。 ○高齢者世帯の実態把握をする際高齢者福祉台帳を確認し、緊急時の連絡先や支援者、災害時の避難場所について確認する。	随時 通年 随時